



®

令和5年 (2023年) 3月13日 (月)

No. 15853 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

審決取消請求事件

(「耕耘爪」発明－審決取消請求事件) [上] (全2回)

－令和4年(行ケ)第10027号、令和4年12月22日判決言渡－

1. 事案の概要

- (1) 被告は、名称を「耕耘爪」とする発明に係る特許(特許第6664439号)の特許権者である。本件特許は、平成25年10月18日を出願日とする特願2013-217312号(原出願)の一部を平成30年6月27日に分割出願した特願2018-122389号に係るものであり、出願人である被告は、令和元年7月2日に拒絶理由通知を受け、同年8月20日に手続補正書を提出して特許請求の範囲を補正し、令和2年2月20日、設定登録を受けた。
- (2) 原告は、令和2年10月12日、特許庁に本件特許の請求項1ないし5に係る発明の特許につき無効審判請求をし、特許庁は上記請求を無効2020-800102号事件として審理した。特許庁は、令和4年



知的財産の戦略強化を図ります®

弁理士法人

岡田国際特許事務所 SINCE 1960

所長弁理士 服部光芳
パートナー補弁理士 矢代加奈子
相談役弁理士 安藤徹
弁理士 加藤圭一
弁理士 三谷幸治
弁理士 村田新也
弁理士 竹中弘

米国パテントアトニー

副所長弁理士 佐久間卓見
相談役弁理士 福田鉄男
弁理士 太田直矢
弁理士 西脇真紀子
弁理士 朝岡朋子
弁理士 石原秀樹

ディアマンティス・アレキサンドロス

〒460-0008

名古屋市中区栄二丁目10番19号(名古屋商工会議所ビル内)

TEL 名古屋(052)221-6141

FAX (052) 221-1239

URL <http://www.okada-patent.gr.jp>